第４号様式（第５条関係）

１部提出

特定非営利活動法人役員変更等届出書

投函日または持参日を記入してください。

令和　○　年　○　月　○　日

大阪市長　様

主たる事務所の所在地　大阪市○○区○○□丁目□番□号

登記された事務所の所在地と一致させてください。

特定非営利活動法人の名称　特定非営利活動法人○○

定款で規定した正式名称を記載してください。
例：特定非営利活動法人○○
　　または
　　NPO法人○○　等

ふりがな　○○○○　○○○○

代表者の氏名　○○　○○

代表者の氏名のふりがなを記入してください。

主たる事務所の電話番号　○○　（○○○○）　○○○○

提出日現在の代表者の氏名を記入してください。
押印は不要です。

特定非営利活動法人の役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第１項の規定により、次のとおり届出をします。

変更年月日 変更事項	役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所
		（別紙のとおり）	

変更等の人数（記載する人数）が５名以上の場合は「（別紙のとおり）」と記入し、別紙を使用してください。

添付書類	変更後の役員名簿 （役員が新たに就任した場合） １　各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本 ２　各役員の住所又は居所を証する書面
備考	・　変更等があった役員について、すべての事項を記入すること ・　役職名の欄には、理事、監事の区分を記入すること ・　変更事項の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名の別を記入すること 　なお、新任の場合で、法第22条の規定による役員の欠員の補充を行ったときは欠員補充、定款の変更をして役員の定数を増加させたときは増員と付記すること。また、任期満了と同時に再任となった場合には、再任とだけ記入すること ・　改姓又は改名の場合には、氏名の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること ・　法とは、特定非営利活動促進法をいう。

変更後の役員名簿は必ず添付してください。

役員が新たに就任した場合は、以下の書類を忘れずに添付してください。
１　各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（役員から法人に提出された書面の謄本（コピー））
２　各役員の住所又は居所を証する書面（住民票の写し等（原本））

理事・監事の別を記載してください。

（別紙）

変更年月日 変更事項	役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所
令和〇年〇月〇日 再任	理事	○○○○　○○○○ ○○　○○	大阪市〇〇区〇〇１
令和〇年〇月〇日 再任	理事	○○○○　○○○○ ○○　○○	堺市〇区〇〇２番２
令和〇年〇月〇日 再任	理事	○○○○　○○○○ ○○　○○	大阪府〇〇市〇〇３
令和〇年〇月〇日 再任	理事	○○○○　○○○○ ○○　○○	大阪府〇〇郡〇〇町〇〇４
令和〇年〇月〇日 再任	監事	○○○○　○○○○ ○○　○○	大阪府〇〇郡〇〇村大字〇〇５番地
新たに就任したとき			
令和〇年〇月〇日 新任	理事	○○○○　○○○○	堺市〇〇区〇〇２丁２番地２
住所を異動したとき			
令和〇年〇月〇日 住所の異動	監事	○○○○　○○○○ ○○　○○	大阪府枚方市〇〇３丁目３番３号
任期が満了し退任したとき			
令和〇年〇月〇日 任期満了	理事	○○○○　○○○○ ○○　○○	大阪府〇〇郡〇〇町〇〇４丁目４番４号
任期満了前に辞任したとき			
令和〇年〇月〇日 辞任	理事	○○○○　○○○○ ○○　○○	京都府〇〇郡〇〇町〇〇５丁目５番５号
死亡したとき			
令和〇年〇月〇日 死亡	理事	○○○○　○○○○ ○○　○○	兵庫県〇〇市〇〇６丁目６番６号
改姓したとき			
令和〇年〇月〇日 改姓	理事	○○○○（○○○○）　○○○○ ○○（□□）　○○	奈良県〇〇郡〇〇町〇〇７丁目７番７号

・変更事項（新任・再任・任期満了・死亡・辞任・解任・住所の異動・居所の異動・改姓・改名）を記入してください。
・新任の場合で、
　・任期満了に伴う新任は「新任」
　・役員の欠員の補充を行った場合は「新任（欠員補充）」
　・定数の増加の場合は「新任（増員）」
　と記入してください。
・任期満了の場合で、再任となった場合は「再任」と記入してください。

住民票の通りに記載してください。

新任の場合は住民票の写し（原本）と就任承諾・誓約書の添付が必要です。

改姓（改名）の場合は（ ）書きで旧姓（旧名）を記載してください。

・１枚に収まらない場合は、２枚以上になっても差し支えありません。
・この書類とは別に、変更後の役員名簿（１部）が必要となります。
・理事・監事に引き続き就任する役員も２年に１度は再任の届出が必要になります。